

組合員への剰余金割戻しの計算と取り扱いについて

- (1) 出資配当金は毎月始めの出資金額を基準として月割り計算いたします。
- 実際の手取額は源泉所得税（復興特別所得税含む）の20.42%を控除した金額となります。
 - 今年度の出資配当率は、年0.3%とします。
- (2) 利用分量割戻金は割戻対象利用高に利用割戻率を掛けて計算します。
- 今年度の利用分量割戻率は、共同購入・宅配0.5%、店舗0.3%とします。

事業種類	利用割戻率	利用分量割戻額（円）
共同購入・宅配	0.5%	103,733,889
店 舗	0.3%	23,949,373
合 計		127,683,262

- (3) 以下の商品群は、利用割戻の対象外となります。
- 店舗事業に関わる利用高
 - ①テナントでの利用高（ベーカリーは対象となります）
 - ②店頭催事での利用高
 - ③自動販売機の利用高
 - 利用事業に関わる利用高
 - ①旅行事業関連の利用高
 - ②文化事業関連の利用高
 - ③共済事業関連の利用高（共済利用割戻しか別途あります）
 - ④灯油利用での利用高
 - ⑤その他関連事業での利用高
 - 福祉事業に関わる利用高
 - ①介護保険事業関連の利用高
- (4) 出資配当及び利用分量割戻の対象者は、2018年3月31日の在籍者であり、なおかつ総代会当日に在籍されている組合員に限るものとします。
- また出資配当金及び利用分量割戻金は、現金による返金を希望される組合員に対しては、現金（口座振込）にてお支払いします。現金払出の希望がなければ、出資金に振替えさせていただきます。
- (5) 組合員に対する剰余金の割戻については、定款第77条に基づき、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができることとなっています。
- 従って、出資配当及び利用分量割戻の率は年度ごとの経済情勢、経営状況などによって変動することがあります。